

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。

また、若年層（20歳代）の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内（例えば、平成20年2月分は平成30年2月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

【平成19年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成9年度の月分	16,550円	—	—	—
平成10年度の月分	16,310円	—	—	—
平成11年度の月分	15,680円	—	—	—
平成12年度の月分	15,070円	—	—	—
平成13年度の月分	14,500円	—	—	—
平成14年度の月分	13,940円	—	6,970円	—
平成15年度の月分	13,730円	—	6,860円	—
平成16年度の月分	13,540円	—	6,770円	—
平成17年度の月分	13,580円	—	6,790円	—
平成18年度の月分	13,860円	10,400円	6,930円	3,470円

※平成17・18年度はまだ加算が付きません。

☆詳しくは、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。